

各 位

会 社 名 株式会社エー・アンド・デイ
(登録銘柄 コード番号：7745)

代 表 者 代表取締役社長 古川 陽
問い合わせ先 取締役管理本部長 手塚 和夫
電 話 番 号 048-593-1111

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

平成 16 年 8 月 23 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 発行新株式数 普通株式 1,000,000 株
- (2) 発行 価 額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により発行価格決定日（平成 16 年 8 月 31 日（火）から平成 16 年 9 月 3 日（金）までのいずれかの日）に決定する。
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 募 集 方 法 一般募集とし、新光証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、野村證券株式会社、そしあす証券株式会社、東海東京証券株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社及びイー・トレード証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における価額（発行価格）は、発行価格決定日における日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における価額（発行価格）と引受人より当社に払込まれる金額である発行価額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 平成 16 年 9 月 6 日（月）から平成 16 年 9 月 8 日（水）まで。
なお、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 16 年 9 月 1 日（水）から平成 16 年 9 月 3 日（金）までとなる。
- (7) 払 込 期 日 平成 16 年 9 月 8 日（水）から平成 16 年 9 月 13 日（月）までのいずれかの日。
すなわち、上記(6)記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は、平成 16 年 9 月 8 日（水）となる。
- (8) 配 当 起 算 日 平成 16 年 4 月 1 日（木）
- (9) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、一般募集における価額（発行価格）その他この新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記＜ご参考＞1. をご参照下さい。）

- | | | |
|---|---|-----------|
| (1) 売 出 株 式 数 | 普通株式 | 100,000 株 |
| | なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、または本売出しそのものが中止される場合があり、前記 1. (2) 記載の発行価格決定日に決定される。 | |
| (2) 売 出 人 及 び
売 出 株 式 数 | 新光証券株式会社 | 100,000 株 |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（平成 16 年 8 月 31 日（火）から平成 16 年 9 月 3 日（金）までのいずれかの日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格と同一とする。） | |
| (4) 売 出 方 法 | 一般募集の需要状況を勘案した上で、新光証券株式会社が当社株主から 100,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。 | |
| (5) 申 込 期 間 | 一般募集における申込期間と同一とする。 | |
| (6) 受 渡 期 日 | 一般募集における払込期日の翌営業日とする。 | |
| (7) 申 込 株 数 単 位 | 1,000 株 | |
| (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役に一任する。 | | |
| (9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。 | | |

3. 第三者割当による新株式発行（後記＜ご参考＞1. をご参照下さい。）

- | | | |
|---|---|-----------|
| (1) 発 行 新 株 式 数 | 普通株式 | 100,000 株 |
| (2) 発 行 価 額 | 平成 16 年 8 月 31 日（火）から平成 16 年 9 月 3 日（金）までのいずれかの日に決定する。なお、発行価額は一般募集における発行価額と同一とする。 | |
| (3) 発行価額中資本に
組 入 れ ない 額 | 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 | |
| (4) 割 当 先 及 び
株 式 数 | 新光証券株式会社 | 100,000 株 |
| (5) 申 込 期 間 | 平成 16 年 9 月 22 日（水） | |
| (6) 払 込 期 日 | 平成 16 年 9 月 23 日（木） | |
| (7) 配 当 起 算 日 | 平成 16 年 4 月 1 日（木） | |
| (8) 申 込 株 数 単 位 | 1,000 株 | |
| (9) 上記(5)記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。 | | |
| (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役に一任する。 | | |
| (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。 | | |

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集（以下「一般募集」という。）にあたり、一般募集とは別に、その需要状況を勘案した上で、新光証券株式会社が当社株主より 100,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが中止される場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、新光証券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しのために当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させる目的で、当社は平成 16 年 8 月 23 日（月）開催の取締役会において、新光証券株式会社が割当先とする当社普通株式 100,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 16 年 9 月 23 日（木）を払込期日として行うことを決議しております。

また、新光証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 16 年 9 月 17 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、日本証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場において、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。新光証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、新光証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引が全く行われず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引が終了される場合があります。

さらに、新光証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、新光証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。そのため、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	9,072,000 株（平成 16 年 8 月 20 日現在）
公募増資による増加株式数	1,000,000 株
公募増資後の発行済株式総数	10,072,000 株
第三者割当増資による増加株式数	100,000 株
第三者割当増資後の発行済株式総数	10,172,000 株

（注）第三者割当増資による増加株式数は、前記「3. 第三者割当増資による新株式発行」（1）記載の発行新株式数の全株に対し新光証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

公募増資による手取概算額 2,554,000 千円及び第三者割当増資による手取概算額上限 254,000 千円と合わせて、1,000,000 千円を事務棟及び駐車場建設資金に、500,000 千円を新規事業に関する研究開発費に、残額を借入金返済にそれぞれ充当する予定であります。

なお、設備計画については平成 16 年 7 月 30 日現在以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予定年 月		完了後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社	開発・技術セン ター (埼玉県北本市)	計測・計量機 器事業	研究開発設 備、製造設 備、その他の 設備	286,190	73,287	自己資金及 び借入金	平成16年 4 月	平成17年 3 月	能力の増 加はなし
			研究開発設 備	69,442	40,769	自己資金及 び借入金	平成16年 1 月	平成16年 6 月	能力の増 加はなし
		医療・健康機 器事業	研究開発設 備、製造設 備、その他の 設備	122,687	15,773	自己資金及 び借入金	平成16年 4 月	平成17年 3 月	能力の増 加はなし
		共通	事務棟及び 駐車場	450,000	—	増資資金	平成16年 10月	平成17年 4 月	能力の増 加はなし
愛安德電子（深 圳）有限公司	本社工場 (中国深圳市)	医療・健康機 器事業	製造設備、そ の他の設備	65,240	7,487	自己資金	平成16年 1 月	平成16年 12月	50%増加

(注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。

2. 上記の他に当社において、ソフトウェアの取得のため計測・計量機器事業において271,827 千円の投資を計画しております。

3. 上記の他に当社において、ファイナンス・リースにより基幹システムを改善及び情報通信機器を取得する予定であり、その取得価額相当予定金額は22,500千円あります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

平成 15 年 4 月 10 日に実施した有償一般募集による公募増資（調達金額：手許概算額 902,400 千円）においては、鴻巣工場建設資金に 450,000 千円を充当する予定でしたが、鴻巣工場建設計画が延期及び計画変更となったことより、運転資金に充当いたしました。

(3) 今回調達資金による会社収益への影響

事務棟建設は、当社鴻巣工場老朽化に伴う代替建物建設であります。事務所の集約化により業務の効率化の推進が可能であり、生産性の向上への大きな寄与が期待できます。

当社は研究開発型の企業として従来から積極的に開発投資を行ってまいりましたが、継続的な当社発展には、開発投資は今後とも必要不可欠なものであり、今回計画分は将来に亘る業容拡大に寄与するものと考えております。

借入金返済により、金利負担を削減し、当社財務体質の改善を図ってまいります。

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は今後の業容拡大と財務体質の強化を図るために必要な内部留保を確保しつつ、株主への利益還元を重要な経営課題の一つとして捉えており、長期的かつ安定的に配当を維持することを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記基本方針に基づき、業績や内部留保等を総合的に勘案して決定してまいります。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金の用途につきましては、企業競争力を強化するべく、長期的展望に立った有効投資に備えることを基本方針とし、将来の利益還元に資するために活用してまいりたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	14/3期	15/3期	16/3期
1株当たり当期純利益(円)	9.68	56.81	51.23
1株当たり配当金(円)	5.00	5.00	7.50
実績配当性向(%)	51.7	8.8	14.6
株主資本利益率(%)	1.2	6.8	6.3
株主資本配当率(%)	0.6	0.6	0.9

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、決算期末の当期純利益を期中平均株式総数で除した数値であります。

2. 株主資本利益率は、当該決算期間の当期純利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。

3. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

当社はストックオプション制度を採用しており平成16年8月20日現在の新株予約権等の残高、発行価格、資本組入額は以下のとおりです。

なお、今回の公募による新株式発行並びに第三者割当による新株式の発行後の発行済株式数(10,172,000株)に対する潜在株式数(245,000株)の比率は2.4%となる見込です。

旧商法第280条ノ19の規定に基づくストックオプション

株主総会の特別決議日	新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権の行使時の払込金額	資本組入額	権利行使期間
平成13年6月28日	245,000株	621円	311円	自平成16年4月11日 至平成23年6月27日

(3) 過去のエクイティファイナンスの状況等

① 過去3年間に行われたエクイティファイナンス

	新規上場時公募増資
発行株式数	1,200,000株
発行日	平成15年4月10日
発行価格	800円
発行総額	960百万円

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

② 過去3決算期間及び直前の株価の推移

	14/3期	15/3期	16/3期	17/3期
始 値	— 円	— 円	830 円	1,580 円
高 値	— 円	— 円	1,970 円	3,160 円
安 値	— 円	— 円	820 円	1,540 円
終 値	— 円	— 円	1,570 円	2,550 円
株価収益率	—	—	30.65 倍	—

(注) 1. 平成15年4月10日をもって日本証券業協会に店頭登録いたしましたので、それ以前の株価等については、該当事項はありません。

2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値です。

3. 平成17年3月期の株価については、平成16年8月20日現在で表示しております。

(4) その他

本日付で、株式分割（無償交付）及び1単元の株式数の変更並びに期末配当予想の修正を行っております。詳細については、「株式分割（無償交付）及び1単元の株式数の変更並びに期末配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

ご注意： この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。